

大和市母子・父子自立支援員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第35号

大和市母子・父子自立支援員設置規則の一部を改正する規則

大和市母子・父子自立支援員設置規則（平成23年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1人」を「2人」に改める。

第6条中「とし、勤務時間は、午前9時から午後5時まで」を削り、同条に次の1項を加える。

2 支援員の勤務時間は、1日当たり7時間とし、午前8時30分から午後5時15分までの間で市長が指定した時間帯とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。